

平成30年度社会福祉法人指導監査の実施状況

法人名・施設名	社会福祉法人青谷福祉会
監査の種類	社会福祉法人指導監査
監査実施日	平成30年11月9日
実地・書面の別	実地
監査担当課	鳥取市福祉部地域福祉課 指導監査室

文書指摘事項		是正・改善状況報告
1	評議員会への欠席が続く評議員が見受けられる。ついては、事務局は出席が可能なように日程調整を行うとともに、調整を経てもなお評議員会への欠席が続く場合は、評議員の改選について検討すること。(審査基準第3の1の(3))	次回評議員会の開催時には、前回欠席した評議員が出席できるよう事前に確認をとり、日程調整を行うように努めます。
2	貴法人において、デイサービスの土地について国若しくは地方公共団体以外の者から貸与を受けているが、地上権又は賃借権の設定及び登記がなされていない。ついては、安定して事業を継続するため、事業の存続に必要な期間の地上権又は賃借権を設定し、かつ、これを登記すること。(審査基準第2の1の(1))	無償契約のため賃貸借ではなく、賃借権の登記ができないことは事前に司法書士に確認しています。ただし、今回のご指摘を踏まえ安定した事業の継続を確保する観点から地上権の設定については貸主と協議させていただきます。
3	貴法人において、法令に基づき作成すべき計算書類のうち、一部(法人単位の各種様式)の書類の作成がなされていない。また、法人全体の財産目録の作成もなされていない。ついては、法令に基づき適正に計算書類及び財産目録を作成すること。(会計省令第7条の2、会計省令第31条から第34条まで)	法人全体の各種様式については、会計ソフトからの出力が出来ていなかったため、次回決算時にはきちんと確認を行います。財産目録については、拠点区分毎にはきちんと作成しているため改めて合算したものを作成しました。次回決算時は、適正に法人全体分も作成します。